

消費者トラブル注意報！！

こんなこと身近で起こっていませんか？



くまっちゃんからの
注意喚起情報発信中！



Instagram →

KOCHI.SHOUHI

火災保険を使った住宅修理

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」などと勧誘する住宅修理サービスのトラブルが増えています。

【事例】

台風の影響で雨漏りしていたところに、事業者から「火災保険の保険金で修繕ができる」と電話があり、訪問を受けた。事業者が撮影した屋根の損傷箇所の写真と約400万円の見積もりを保険会社へ提出し、保険金の請求を行ったところ、見積もりの金額の一部しか火災保険から出なかった。事業者との契約時に違約金の説明はなかったが、書類を見ると工事をしない場合は違約金として保険金の5割を支払うと記載されていた。

【トラブルにあわないために！】

★「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、本当に支払われるかはわかりません。

慌ててその場で判断せずに、家族や周りの人に相談しましょう！

★必ず契約書をよく見て、手数料等の有無や支払い条件を確認しましょう。

複数の見積もりを比較するのも重要で、修理が不要な場合はきっぱり断りましょう。

★保険金の請求は加入者自身が行うことが基本です。

自身が加入している保険会社や保険代理店等に直接相談しましょう。



スマートフォンを契約するときの注意点

スマートフォンの契約数は年々増加傾向にあり、最近は低価格の料金プランの提供、2年縛りの廃止や格安スマホの登場など乗り換え先の選択肢が増えていきます。一方で、契約時に不要なオプションを付与されていたり、タブレット端末や光回線サービスなど複数の契約をさせられてトラブルになるケースが多くみられます。

【事例】

①機種変更をするために販売店へ行き、スマートフォンをあまり使わないので一番安いプランを希望したところ、タブレット端末とのセット契約が一番安いと言われて申し込んだ。請求金額が高額だったため問い合わせると、大容量データプランで契約させられていた。

②従来の携帯電話からスマートフォンに乗り換えるために、家電量販店へ行った。「使い方が全く分からない」と伝えると、「いつでも教えますよ」と言われたので契約した。後日教わりに行くと言われた店へ行くと言われ、行ってみると簡単な操作を教えてもらえただけで、十分なサポートを受けられなかった。

【トラブルにあわないために！】

★契約書にサインする前に、**初回の支払いに含まれているものは何か、月額料金はいくらか確認**しましょう。

★格安スマホ会社などでは、問い合わせ方法が電話やメール等に限定されている場合があります。操作に不慣れな利用者向けのサポートがない場合もあり、必要に応じて、**契約前にサポート体制を確認**しましょう。

クイズで学ぼう！お金のイロイロ(問い)

知るぽるとHP「くらしクイズ」より

※金融広報中央委員会の広報誌「くらし塾 きんゆう塾」から出題されたクイズです。



知るぽるとキャラクター
矢口一海(矢口家の長女)

Q. スマートフォンに偽のショートメッセージサービス(以下、SMS)を送り、偽WEBサイトへ誘導して、IDやパスワードなどの個人情報を窃取するフィッシング詐欺。最近見られる新たな手口は次のうちどれでしょうか。

- ① 金融機関を装った者が、偽のログインサイトに誘導し、金融機関のIDやパスワードを窃取する。
- ② 「閉店セール 今だけ大特価」と銘打った偽Web通販サイトに誘導し、通販サイトのIDとパスワードなど個人情報を窃取する。
- ③ 宅配業者を装った者が、偽URL付きの不在通知を送り付け、スマートフォンを乗っ取る不正アプリを巧みにインストールさせる。

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、くらしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動を行っている団体です。

知るぽると

www.shiruporuto.jp

高知県金融広報委員会
(事務局 日本銀行高知支店総務課内)

TEL:088-822-0114

ホームページ

高知県金融広報委員会

検索

答えは次のページ →